

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 7 月 1 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 陽向の会

3 代表者の氏名

古儀 泰司

4 主たる事務所の所在地

松阪市嬉野算所町908番地

5 定款記載の目的

この法人は、高齢者・障害者が住み慣れた地域の中で安心した日常生活が送れるよう、居宅サービス事業及び幅広い生活支援事業を行うことにより、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 7 月 1 5 日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 陽向の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県松阪市嬉野算所町 908 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者・障害者が住み慣れた地域の中で安心した日常生活が送れるよう、居宅サービス事業及び幅広い生活支援事業を行うことにより、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく指定通所介護事業
- ② 介護保険法に基づく指定訪問介護事業
- ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業
- ④ 介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業
- ⑤ 介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第1号訪問事業
- ⑥ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく重度訪問介護事業
- ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護事業
- ⑨ 給食事業及び配食サービス事業
- ⑩ 一般乗用旅客自動車運送事業
- ⑪ 自家用自動車有償運送事業
- ⑫ 福祉有償運送事業
- ⑬ 高齢者、障害者の趣味活動、社会参加の援助事業
- ⑭ 高齢者及び障害者の自立支援に関する事業
- ⑮ 高齢者・障害者への生活支援事業
- ⑯ サービス付き高齢者向け住宅の設置経営及び管理業務
- ⑰ 介護保険法に基づく介護事業、高齢者居住施設、障害者施設の運営支援及び開設支援事業
- ⑱ 住宅型有料老人ホームの設置経営及び管理業務

- ⑲ 高齢者・障害者の福祉に関するコンサルタント事業
- ⑳ 植樹活動等の環境の保全に関する事業
- ㉑ 前各号に付帯する一切の事業
- ㉒ その他法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①飲食店・喫茶店営業
- ②お弁当・惣菜の製造販売・宅配事業
- ③パン・菓子等の製造販売・宅配事業
- ④調理営業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) 入会金及び会費の額

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号に掲げる事項を提出した者の氏名または、名称

(3) 社員総会の決議があったとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 役員の職務、報酬に関する事項

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

- (5) 規則及び細則の変更に関する事項
 - (6) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (7) その他本会の運営に関する必要な事項
- (開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 各種助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	古儀 泰司
理事	赤塚 裕巳子
同	中川 桃子
監事	中村 欣治

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	5, 0 0 0 円
(1) 会員会費	1, 0 0 0 円

令和7年度 事業計画書

(令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日)
 特定非営利活動法人 陽向の会

1 事業実施の方針

法人の運営方針

令和7年度については、人件費の高騰を筆頭に、食料品を含む諸物価の上昇も収まりをみせないことから、サ高住の入居者を28人以上で推移させ、一志デイサービスの利用者を1日平均（土曜10名定員）15人を目指して運営していく。低迷が続く白山事業所についても職員の入れ替え等を行って1日平均12.5名の利用を目指してテコ入れを行っていく。

地域的には空室が目立つ施設が増加しているが、花のんらしさを大切にしたい。こだわりの運営で、確実に入居者の獲得を行って行きたい。

特にデイサービスを中心とした介護保険サービスを、独自のこだわりで運営して利用者の彩りある毎日の実現に寄与していく。

ヘルパーステーションは、各時間帯に1名のヘルパーにて対応できる提供数とし、人件費とのバランスを考慮しながら入居者数を調整する。

居宅介護支援事業所はケアマネジャー2名体制（内非常勤1名）を当面は維持していく。新たに、その他の事業として10月を目途に、月1回程度の花のんカフェを行って、地域社会との交流を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	居宅介護支援事業所花のんによる介護保険事業	4月1日～3月31日	居宅介護支援事業所花のん	2	約240	4,110
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業	デイサービス花のんによる介護保険事業	4月1日～3月31日	デイサービス花のん	7	約3,200	31,480
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業	デイサービス花のん いちしによる介護保険事業	4月1日～3月31日	デイサービス花のん いちし	7	約4,300	41,062
介護保険法に基づく訪問介護事業	ヘルパーステーション花のんによる介護保険事業	4月1日～3月31日	デイサービス花のん いちし	7	約7,600	23,266
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 花のん	4月1日～3月31日	サービス付き高齢者向け住宅	12	約9,850	36,955

(2) その他の事業

喫茶店営業	花のんカフェ	10月1日～3月31日	サービス付き高齢者向け住宅	3	約180	126
-------	--------	-------------	---------------	---	------	-----

受益対象者は延べ人数

令和8年度 事業計画書

(令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日)
 特定非営利活動法人 陽向の会

1 事業実施の方針

法人の運営方針

令和8年度についても、人件費の高騰を筆頭に、食料品を含む諸物価の上昇予想されることから、サ高住の入居者を28人超えで推移させ、一志デイサービスの利用者を1日平均(土曜10名定員)15人を維持して運営していく。低迷が続く白山事業所についても1日平均12.5名の利用を目指していく。地域的には空室が目立つ施設が増加が続くとみられるが、花のんらしさを大切にしたい。特にデイサービスを中心とした介護保険サービスを、独自のこだわりで運営して利用者の彩りある毎日の実現に寄与していく。

ヘルパーステーションは、各時間帯に1名のヘルパーにて対応できる提供数に押さえて人件費とのバランスを考慮しながら入居者数を調整する。

居宅介護支援事業所はケアマネジャー2名体制(内非常勤1名)を当面は維持していく。その他の事業として、月1回程度の花のんカフェを続け安定させた時点で、新たな事業を開始していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	居宅介護支援事業所花のんによる介護保険事業	4月1日～3月31日	居宅介護支援事業所花のん	2	約240	4,148
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業	デイサービス花のんによる介護保険事業	4月1日～3月31日	デイサービス花のん	7	約3,200	31,798
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業	デイサービス花のん いちしによる介護保険事業	4月1日～3月31日	デイサービス花のん いちし	7	約4,300	41,476
介護保険法に基づく訪問介護事業	ヘルパーステーション花のんによる介護保険事業	4月1日～3月31日	デイサービス花のん いちし	7	約7,600	23,503
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 花のん	4月1日～3月31日	サービス付き高齢者向け住宅	12	約9,850	37,328

(2) その他の事業

喫茶店営業	花のんカフェ	4月1日～3月31日	サービス付き高齢者向け住宅	3	約240	190
-------	--------	------------	---------------	---	------	-----

受益対象者は延べ人数

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで
 令和 7 年度 活動予算書
 特定非営利活動法人 陽向の会

(単位：円)

科目	特定非営利に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
居宅介護支援事業所花のん	4,000,000		
通所介護事業収入（白山）	32,000,000		
通所介護事業収入（一志）	43,000,000		
サ高住事業収入	39,000,000		
訪問介護事業収入	20,000,000		
花のんカフェ事業収入		360,000	
5. その他収益			
受取利息	250,000		
行事収益	60,000		
雑収入	1,100,000		
助成金収入	0		
経常収益計	139,421,000	360,000	139,781,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
賞与	8,300,000		
給料手当	66,000,000	55,000	
法定福利費	10,100,000		
福利厚生費	1,200,000		
採用教育費	1,500,000		
人件費計	87,100,000	55,000	87,155,000
(2) その他経費			
給食材料費	12,000,000	71,000	
会議費	10,000		
旅費交通費	2,200,000		
消耗品費	2,800,000		
事務用品費	300,000		
地代家賃	2,300,000		
研修費	50,000		
通信費	500,000		
諸会費	80,000		
交際費	150,000		
広告宣伝費	30,000		
教養娯楽費	500,000		
水道光熱費	5,500,000		
車両費	500,000		
保険料	1,000,000		
支払手数料	350,000		
租税公課	1,700,000		
減価償却費	18,103,343		
修繕費	500,000		
雑費	1,200,000		
その他経費計	49,773,343	71,000	49,844,343
事業費計	136,873,343	126,000	136,999,343

2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	50,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	50,000	0	50,000
(2) その他経費			
交際費	0		
会議費	35,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	0		
事務用品費	50,000		
研修費	0		
水道光熱費	80,000		
通信費	50,000		
支払報酬料	380,000		
保険料	970,000		
地代家賃	120,000		
寄付金	5,000		
諸会費	10,000		
支払利息	1,600,000		
雑費	0		
その他経費計	2,705,000	0	2,705,000
管理費計	2,755,000	0	2,755,000
経常費用計	139,628,343	126,000	139,754,343
当期経常増減額	-207,343	234,000	26,657
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
貸倒引当金戻入れ	1,445		
経常外費用計	1,445	0	1,445
経理区分振替額	234,000	-234,000	0
当期正味財産増減額	26,657	0	26,657
前期時正味財産額	50,025,798	0	50,025,798
次期繰越正味財産額	50,052,455	0	50,052,455

令和8年度 活動予算書
 令和8年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 陽向の会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	11,000		
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
居宅介護支援事業所花のん	4,000,000		
通所介護事業収入（白山）	32,000,000		
通所介護事業収入（一志）	44,000,000		
サ高住事業収入	39,500,000		
訪問介護事業収入	20,500,000		
花のんカフェ事業収入		520,000	
5. その他収益			
受取利息	260,000		
雑収益	1,100,000		
助成金収入	0		
経常収益計	141,360,000	520,000	141,880,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
賞与	9,000,000		
給料手当	66,500,000	80,000	
法定福利費	11,100,000		
福利厚生費	1,200,000		
採用教育費	1,200,000		
人件費計	89,000,000	80,000	89,080,000
(2) その他経費			
給食材料費	12,300,000	110,000	
会議費	10,000		
旅費交通費	2,000,000		
消耗品費	2,300,000		
事務用品費	300,000		
賃借料	2,300,000		
研修費	50,000		
通信費	500,000		
諸会費	80,000		
交際費	130,000		
広告宣伝費	30,000		
教養娯楽費	500,000		
水道光熱費	5,500,000		
車両費	500,000		
保険料	1,000,000		
支払手数料	350,000		
租税公課	1,700,000		
減価償却費	18,103,343		
修繕費	500,000		
雑費	1,100,000		
その他経費計	49,253,343	110,000	49,363,343
事業費計	138,253,343	190,000	138,443,343

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	50,000		
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	50,000	0	50,000
(2) その他経費			
交際費	0		
会議費	35,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	0		
事務用品費	30,000		
研修費			
水道光熱費	80,000		
通信費	50,000		
支払報酬料	380,000		
保険料	970,000		
地代家賃	120,000		
寄付金	5,000		
諸会費	10,000		
支払利息	1,500,000		
雑費	0		
その他経費計	3,180,000	0	3,180,000
管理費計	3,230,000	0	3,230,000
経常費用計	141,483,343	190,000	141,673,343
当期経常増減額	-123,343	330,000	206,657
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	330,000	-330,000	0
当期正味財産増減額	206,657	0	206,657
前期繰越正味財産額	50,052,455	0	50,052,455
次期繰越正味財産額	50,259,112	0	50,259,112